

2025年7月
ライシャワー学園

本校の学費減免制度について

本校では、多くの方々からご寄付を頂いたスカラシップ資金を原資として、経済上の必要がある家庭に対して本校独自の学費の減免制度を設けています。概要は以下の通りです。

記

1. 対象者

幼児、児童、生徒に本校の教育を受けさせることを切望しており、経済上、学費負担が困難な保護者。他の奨学金との併用でも差し支えありません。

2. 「減免」する金額

その年度に納付すべき学費の範囲内。

本校の奨学金委員会が別紙の目安を参考として審議したうえで決定する。

但し、幼児教育無償化による補助金や就学に当たっての補助金、他の奨学金等の学費に対する補助がある場合、減免する額はそれらと合算した額が学費の総額を上回らないようにする。

3. 申請手続

○通常の場合の申請

学費の減免を希望する家庭は、所定の用紙により、減免を受ける前年度の1月末日までに学級担任を通して申請してください。

必要書類・

- ① 学費減免申請用紙 (様式1)
- ② 世帯全体についての直近の所得を証明するもの
(源泉徴収票、確定申告書、非課税証明書など)

○臨時の申請

- (1) 天災による家屋への被害や、主たる家計の支持者が死亡または何らかの理由で収入が激減するなど、家計の状況に急激な変化が起こり学費の支払いが困難になった場合。
- (2) 年度の途中で本校に新たに入学する場合。

上記の場合は、年度の途中であっても臨時の申請を受け付けます。必要書類は通常の申請に準じます。

4. 審査

申請に基づき、本校の奨学金委員会で審査し、その結果をお知らせします。

審査で考慮に入る項目

- ① 家計収入の状況（下表1の目安を参考とする）
- ② 世帯の人数と年齢構成
- ③ 母子・父子家庭
- ④ その他考慮が必要と思われる事柄
- ⑤ スカラシップ献金で頂いた献金の総額（減免の原資となる基金です）

通知の時期

通常の申請についての審査結果	2月中旬に金額を含めた決定通知
臨時の申請についての審査結果	申請受理後概ね1か月以内に結果を通知

5. 減免方法

「減免」の対象となった方に対しては、学費の納入金額を減額いたします。

6. 減額又は失格

- (1) 学費減免の対象となる在校生が休学した場合には、減免額の減額又は減免措置の停止とすることがあります。
- (2) 学費減免の対象となる在校生が学則により退学の処分を受けた場合、申請書に虚偽の記載をした場合又は記載事項の変更を正当な理由が無く速やかに届け出なかった場合は、学費の減免措置を停止します。

7. その他

- ・奨学金（学費の減免）に関する詳細については、日本聾話学校奨学金規程及び同細則によります。
- ・本校に複数の幼児、児童、生徒を通わせる場合は、経済的な負担を鑑み、特に配慮します。
- ・本校奨学金制度の中には「学費減免制度」の他に「貸与による奨学金」もあります。

以上

ライシャワー学園 学費減免制度
学費の減免措置を行うにあたっての収入などの目安

減免される金額

その年度に納入すべき入学金及び授業料の総額から幼児教育無償化の補助金、就学奨励費、その他の学費に対する補助を除いた額を上限とし、家計収入の状況を踏まえつつ、以下②～⑤の項目を考慮に入れた上で審査を行い、審査により決定した額。

審査で考慮に入る項目

- ⑥ 家計収入の状況（下表1の目安を参考とする）
- ⑦ 世帯の人数と年齢構成
- ⑧ 母子・父子家庭
- ⑨ その他考慮が必要と思われる事柄
- ⑩ スカラシップ献金で頂いた献金の総額（減免の原資となる基金です）

(表1) 家計収入に対しての減免額の目安 ^{※1}

単位 円

所属部	所得の総額 ^{※3 ※4}	授業料に対する減免額	減免後の授業料 (月額)	施設維持費に対する減免額
幼稚部	294万円以下	22,300	※2 0	40,000
	367万円以下	22,300	※2 0	25,000
	619万円以下	10,000	※2 12,300	5,000
	829万円未満	5,000	※2 17,300	0
	829万円以上	0	※2 22,300	0
小中学部	420万円以下	45,000	3,000	100,000
	525万円以下	38,000	10,000	50,000
	630万円以下	30,000	18,000	20,000
	819万円以下	20,000	28,000	0
	955万円未満	8,000	40,000	0
	955万円以上	0	48,000	0

本校に2名以上のお子さんを通わせる場合は、子どもの人数に応じておおよそ、所得の総額を2人目は0.7、3人目以上は0.5とみなします。

※1 表は対象となる家庭についての目安です。減免額は審査によって決定します。

※2 幼稚部の「減免後の授業料」は幼児教育無償化による25,700円の減額を加味した、実際のご家庭の負担額を示しています。

※3 所得の総額とは、家計の所得（収入金額から給与所得控除額を差し引いた額）の合計に特別児童扶養手当、障害児福祉手当等を加えた金額です。

※4 給与所得以外の収入（自営業等）については、上記の表1の「所得の総額」欄の金額に0.6を掛けた金額を所得総額の凡その目安とします。